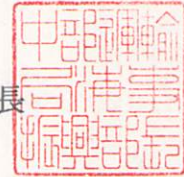




中運海旅第 337 号
平成23年12月27日

中部運輸局管内海事代理士各位

中部運輸局海事振興部長



「小型船舶操縦士」免許更新等に係る受任の適正化について(再要請)

日頃は海事行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。


さて、「小型船舶操縦士」免許更新等に係る受講者の募集にあたっては、平成21年10月6日付け旅客課長名文書(別添参照)により、更新等に係る料金の明細等を委任者に対して明確にすることなど受任の適正化に向けて改善をお願いしてきているところではありますが、今なお募集案内パンフレットやホームページなどの一部に改善されていない面が見られます。

つきましては、今般、改めて下記のとおり要請しますので、利用者(委任者)に対して誤解を招くことのないよう関係する募集業者とともに受任の適正化に努めていただくようお願いいたします。

記

1. 免許更新等に係る受講募集のパンフレットやホームページ等で広く一般に発信されている募集案内情報については、免許更新等に係る料金の明細(受講料、身体検査の料金、海事代理士報酬額等)を明確にすること。
2. 運輸局への免許更新等の手続きは本来、本人が直接行うものであることから、利用者に海事代理士への委任は強制ではないことを明示するとともに、利用者と委任契約を締結する場合は委任内容及び海事代理士報酬額を説明し、利用者が了承した上で受任すること。
なお、運輸局への免許更新等の手続きの代行は海事代理士のみが行えるものであるため、募集業者が代行できる等、利用者に誤解を生じる表現を募集案内等で用いないよう注意すること。
3. 運輸局への免許更新等の手続きを海事代理士が受任する場合は、必ず委任状を作成すること。また、受任者欄には住所・氏名を記載し、受任する海事代理士を明確にすること。

(参考)平成21年10月6日付け「「小型船舶操縦士」免許更新等の手続きに際してのお願いについて」(中部運輸局海事振興部旅客課長)



平成22年1月25日

高橋海事事務所 御中

中部運輸局海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課長

「小型船舶操縦士」免許更新等の手続きに際してのお願いについて

日頃から、海事行政につきまして、ご理解ご協力のほど誠にありがとうございます。

さて、当局海事振興部旅客課長から別添のとおり（社）日本海事代理士会中部支部（以下、代理士会という。）長及び中部管内代理士会未加入海事代理士に対して、「申請者に対し、海事代理士報酬額をはじめとする更新等に係る料金の明細の明確化」等について文書を発出して、お願いしたところであります。

これは、申請者に対して誤解を生じさせないためのもので業界の健全な発展に資するものであるため当課としても一層の周知徹底を図る意図から、貴社（殿）傘下の関係協力会員等で講習の案内等をホームページやハガキでおこなう場合がありますら、本趣旨を留意し案内等をおこなうよう折あるごとに指導をお願いします。



平成21年10月6日

各位

中部運輸局海事振興部旅客課長

「小型船舶操縦士」免許更新等の手続きに際してのお願いについて

日頃は海事行政にご協力賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、「小型船舶操縦士」免許更新等に係る受講者を募集するにあたり、募集業者が、募集のパンフレット、ホームページに、〇〇〇円（例：11,500円）で更新手続きを代行するという内容で募集し、募集業者から紹介された海事代理士が最終的な手続きを行っている事例が見受けられますが、かかる事例は利用者に事前に海事代理士の特定がされないこと、料金明細が不明なこと等誤解を生じさせる恐れがあります。

つきましては、海事代理士におかれましては、「小型船舶操縦士」免許更新等の手続きに際し、海事代理士法に抵触しないことはもとより、下記に留意いただくとともに、利用者に対して誤解を招くことのないようお願いいたします。

記

1. 更新等に係る料金の明細（講習、身体検査等の料金、海事代理士報酬額等）を明確にすること。
2. 運輸局への免許更新等の手続きを海事代理士が受任する場合は、利用者に対し、受任する海事代理士（個人に限る）を明確にすること。
3. 運輸局への免許更新等の手続きの委任（受任）行為は、委任者（利用者）と受任者（海事代理士）がお互いに委任すること（されること）を認識した上で行うこと。